



平成30年10月13日
第6回みちのくCRC研修会

臨床研究法について

厚生労働省 医政局 研究開発振興課
中濱洋子

この発表内容は、臨床研究法関連制度の概要を示したものであり、正確な法令解釈等については臨床研究法、各種関連法令・通知等をご参照ください。

臨床研究法の成立までの経緯

臨床研究法検討の背景

～臨床研究に関する主な不適正事案～

概要	
ディオバン事案	<p>ノバルティス社の高血圧症治療薬ディオバンに係る臨床試験において、データ操作等があり、試験結果の信頼性や研究者の利益相反行為等の観点から社会問題化（平成25年夏）。（東京慈恵会医科大学、京都府立医科大学、滋賀医科大学、千葉大学、名古屋大学が関連）</p> <p>⇒平成26年1月、ノバルティス社を薬事法の誇大広告禁止規定違反の疑いで刑事告発。</p>
タシグナ事案	<p>ノバルティス社の白血病治療薬タシグナに係る臨床試験において、全ての患者データがノバルティス社に渡っていたことなど、実質的にノバルティス社が深く関与していたことが明らかになった。</p> <p>⇒平成26年7月、薬機法の副作用報告義務違反についてノバルティス社に対し業務改善命令。</p>
CASE-J事案	<p>武田薬品工業の高血圧症治療薬プロプレスについて、既存の高血圧治療薬との比較で、心血管系疾患の発生に統計学的に有意差がないのに、一定期間経過後には差があるかのような誤解を招きかねない広告があったことが発覚（平成26年2月）。</p> <p>⇒平成27年6月、薬機法の誇大広告禁止規定に違反するとして武田薬品工業に対し業務改善命令。</p>

臨床研究の不適正事案に関する検討の経緯

高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討

委員会（平成25年8月～平成26年3月）

ノバルティス社のディオバンに係る臨床研究事案について、事案の状況把握及び再発防止策等の具体的方策を検討。

【報告書抜粋】（平成26年4月）

- ・「臨床研究に関する倫理指針」の見直しの一環として必要な対応を図る
- ・国は、平成26年秋を目処に、臨床研究の信頼回復のための法制度の必要性について検討を進めるべき

健康・医療戦略

（平成26年7月22日閣議決定）（抄）

- ・2014年秋を目処に法制度を含めた臨床研究に係る制度の在り方について検討を進め結論を得、我が国の臨床研究の信頼回復を図る。

「臨床研究に関する倫理指針」の見直し

（平成26年12月22日告示）

【新設された主な内容 等】

研究の質の確保・被験者保護、研究機関と製薬企業間の透明性確保のため、以下の規定を新設・充実。

- ① 倫理審査委員会の機能強化と審査の透明性確保のための規定充実
- ② 研究責任者の責務の明確化、教育・研修の規定充実
- ③ データ改ざん防止のため、モニタリング・監査の規定新設
- ④ 資料の保存に関する規定新設
- ⑤ 利益相反に関する規定新設

臨床研究に係る制度の在り方に関する検討会

（平成26年12月11日にとりまとめ公表）

我が国の臨床研究の信頼を早急に回復するため、法制度を含めた臨床研究に係る制度の在り方について検討。

【主な検討項目】

- ① 臨床研究の質の確保
- ② 被験者の保護
- ③ 製薬企業等の資金提供・労務提供にあたっての透明性の確保及び臨床研究の実施機関における利益相反管理他

⇒ 法規制が必要との結論

【平成29年4月14日】 臨床研究法公布

【8月～平成30年2月9日】 厚生科学審議会臨床研究部会における臨床研究実施基準等の審議(計7回)

【2月28日】 関係政省令の公布・通知の発出①

【政令】

- ◆ 臨床研究法の施行期日を定める政令(平成30年政令第40号)
- ◆ 臨床研究法第二十四条第二号の国民の保健医療に関する法律等を定める政令(平成30年政令第41号)

【省令】

- ◆ 臨床研究法施行規則(平成30年厚生労働省令第17号)

【通知】

- ◆ 臨床研究法の施行に伴う政省令の制定について(平成30年2月28日付け医政発0228第10号)
- ◆ 臨床研究法施行規則の施行等について(平成30年2月28日付け医政経発0228第1号及び医政研発0228第1号厚生労働省医政局経済課長及び研究開発振興課長連名通知)

※ 政省令の公布に伴い、同日付で臨床研究審査委員会の事前認定申請の受付を開始

【3月2日】 通知の発出②

【通知】

- ◆ 臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について(平成30年3月2日付け医政研発0302第2号厚生労働省研究開発振興課長通知)
- ◆ 臨床研究に用いる医薬品等の品質の確保のために必要な措置について(平成30年3月2日付け医政研発0302第5号厚生労働省研究開発振興課長通知)

3月30日付で49機関の臨床研究審査委員会を認定

【4月1日】 施行

臨床研究法（平成29年法律第16号）の概要

目的

臨床研究の実施の手続、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めることにより、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進し、もって保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

内容

1. 臨床研究の実施に関する手続

(1) 特定臨床研究（※）の実施に係る措置

- ① 以下の特定臨床研究を実施する者に対して、モニタリング・監査の実施、利益相反の管理等の実施基準の遵守及びインフォームド・コンセントの取得、個人情報の保護、記録の保存等を義務付け。
- ② 特定臨床研究を実施する者に対して、実施計画による実施の適否等について、厚生労働大臣の認定を受けた認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた上で、厚生労働大臣に提出することを義務付け。
- ③ 特定臨床研究以外の臨床研究を実施する者に対して、①の実施基準等の遵守及び②の認定臨床研究審査委員会への意見聴取に努めることを義務付け。

※ 特定臨床研究とは

- ・ 薬機法における未承認・適応外の医薬品等の臨床研究
- ・ 製薬企業等から資金提供を受けて実施される当該製薬企業等の医薬品等の臨床研究

(2) 重篤な疾病等が発生した場合の報告

特定臨床研究を実施する者に対して、特定臨床研究に起因すると疑われる疾病等が発生した場合、認定臨床研究審査委員会に報告して意見を聴くとともに、厚生労働大臣にも報告することを義務付け。

(3) 実施基準違反に対する指導・監督

- ① 厚生労働大臣は改善命令を行い、これに従わない場合には特定臨床研究の停止等を命じることができる。
- ② 厚生労働大臣は、保健衛生上の危害の発生・拡大防止のために必要な場合には、改善命令を経ることなく特定臨床研究の停止等を命じることができる。

2. 製薬企業等の講ずべき措置

- ① 製薬企業等に対して、当該製薬企業等の医薬品等の臨床研究に対して資金を提供する際の契約の締結を義務付け。
- ② 製薬企業等に対して、当該製薬企業等の医薬品等の臨床研究に関する資金提供の情報等（※詳細は厚生労働省令で規定）の公表を義務付け。

臨床研究法の構成

第一章 総則

第一条～第二条

第二章 臨床研究の実施

第三条～第二十二条

第三章 認定臨床研究審査委員会

第二十三条～三十二条

第四章 臨床研究に関する資金等の提供

第三十二条～第三十四条

第五章 雜則

第三十五条～第三十八条

第六章 罰則

第三十九条～第四十三条

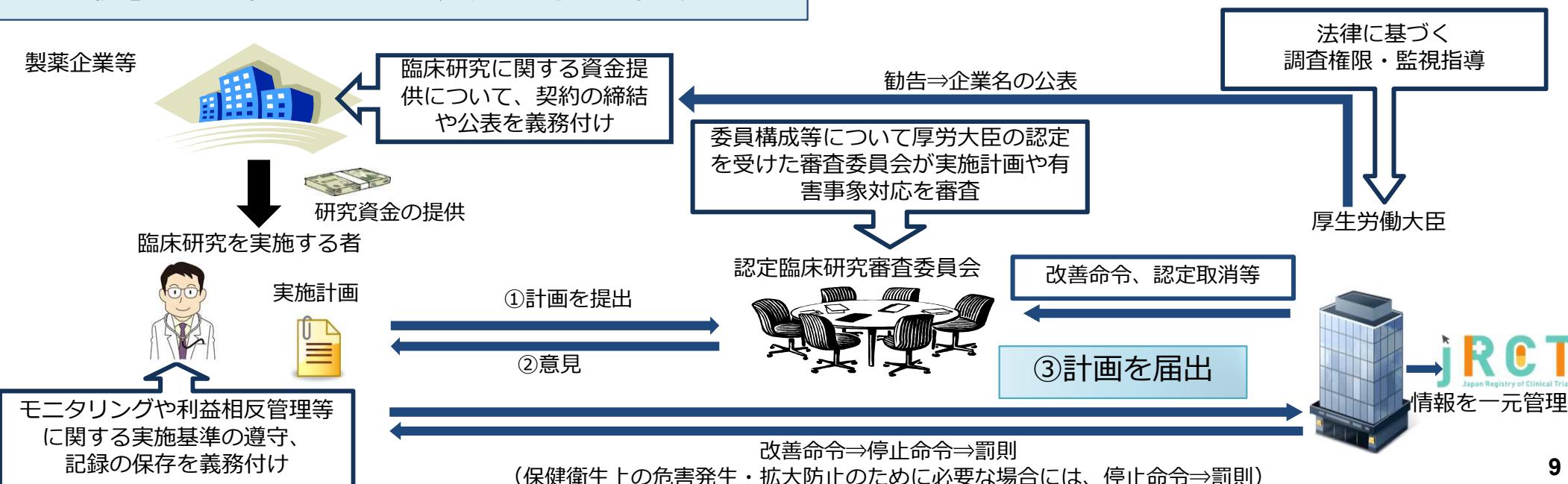
附則

法制度による見直しの考え方

【見直し前】：倫理指針に基づく実施・指導体制

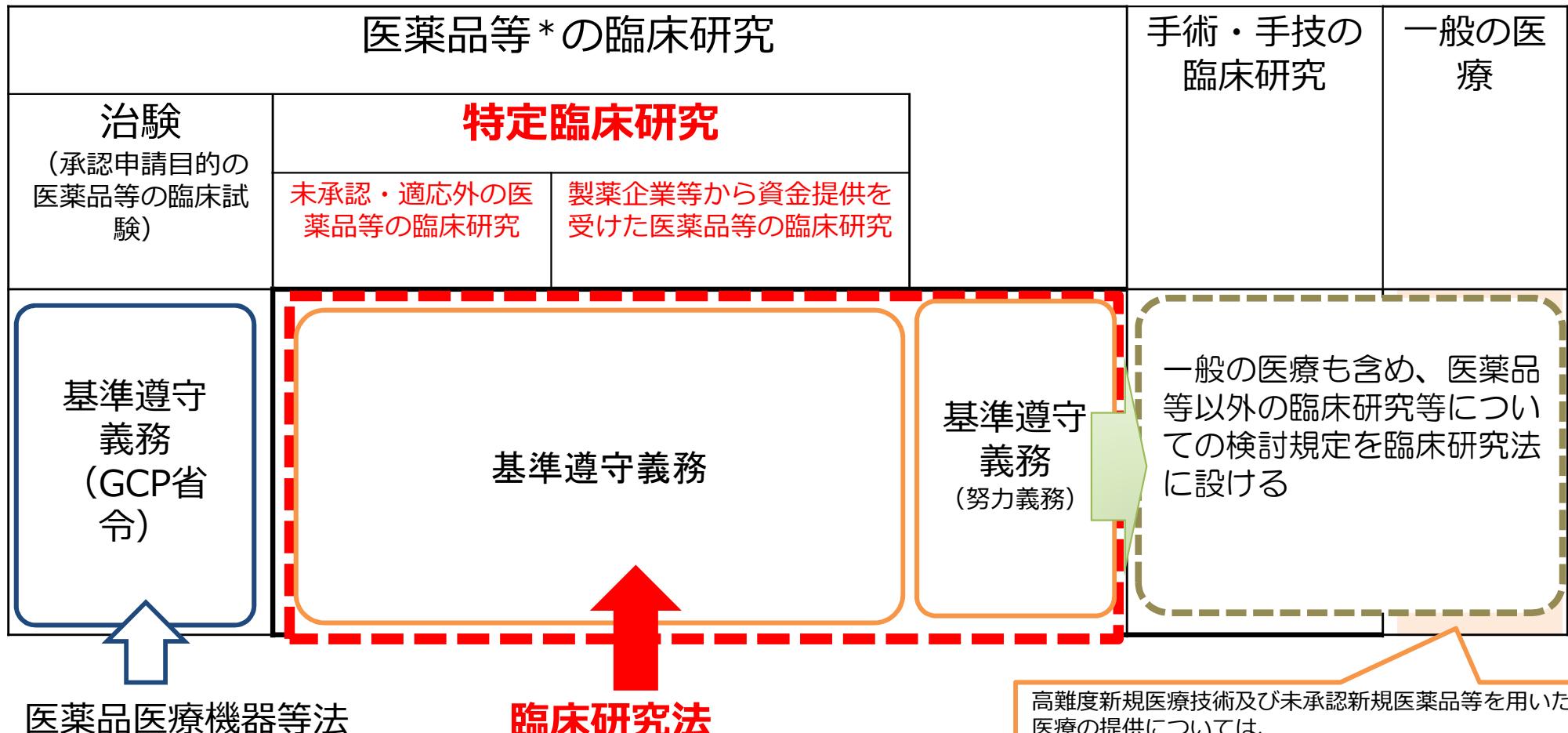


【見直し後】：法律に基づく実施・指導体制



臨床研究の実施

医療における規制の区分について



* 医薬品等：医薬品、医療機器、再生医療等製品

高難度新規医療技術及び未承認新規医薬品等を用いた医療の提供については、
①各病院ごとに提供の適否等を判断する部門の設置
②当該部門を中心とした審査プロセスの遵守等を、
・特定機能病院については承認要件として義務付け
・その他の病院については努力義務とする。

(平成28年6月10日省令公布)
※平成29年4月以降適用

法に基づく臨床研究の定義

第二条 この法律において「臨床研究」とは、医薬品等*を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究（当該研究のうち、当該医薬品等の有効性又は安全性についての試験が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この条において「医薬品医療機器等法」という。）第八十条の二第二項に規定する治験に該当するものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。

* 医薬品等：医薬品、医療機器、再生医療等製品

「医薬品等を人に対して用いる」とは、医薬品、医療機器又は再生医療等製品を人に対して投与又は使用する行為のうち、医行為*に該当するものを行うことを指す。

* 医行為：医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為（「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日付け医政発第0726005号厚生労働省医政局長通知））

「医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究」とは、当該医薬品等の有効性（性能）又は安全性を明らかにする目的で、医薬品等を人に対して投与又は使用すること（医行為に該当するもの）により行う研究をいう。

法の対象外の臨床研究

第二条 この法律において「臨床研究」とは、医薬品等を人に対して用いることにより、当該医薬品等の有効性又は安全性を明らかにする研究（当該研究のうち、当該医薬品等の有効性又は安全性についての試験が、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下この条において「医薬品医療機器等法」という。）第八十条の二第二項に規定する治験に該当するもののその他厚生労働省令で定めるものを除く。）をいう。

※ 医薬品医療機器等法第八十条の二第二項に規定する治験とは、治験届の厚労省への届出が義務付けられているもの。既承認薬と有効成分や投与経路等が異なる新薬等の治験が該当。

治験届の届出が義務付けられている治験に加え、法の対象外とする試験について、以下のとおり省令で規定

- 医薬品医療機器等法に基づき、GCP省令等の遵守が義務付けられている試験
 - ⇒ 具体的には以下のもの等を規定
 - ① 医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する各省令に規定する製造販売後調査等
 - ② 治験届の届出が義務付けられていない治験
 - ※ 生物学的同等性を確認する治験等が該当
 - ③ 医薬品医療機器等法第23条の2の23第1項の厚生労働大臣が定める基準への適合性に関する情報収集のために行う試験（JIS規格に規定するものに限る。）
 - 通常の診療行為を行い、その経過や結果等について評価を行ういわゆる観察研究（※）は法に基づく「臨床研究」には該当しない（医学系倫理指針の対象）。
※個々の患者に対する最適治療を目的とせず、複数の医薬品等を比較する目的で実施するものは、観察研究に該当しない。
 - 体外診断用医薬品

特定臨床研究

①

■未承認又は適応外の医薬品等を用いる臨床研究

未承認の留意点

認定委員会に意見を聴いて臨床研究を実施している場合、医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づく未承認新規医薬品等評価委員会の審査を受ける必要はない。（QA問33）

適応外留意点

- 適応外の範囲（規則第5条～第7条）
 - 医薬品：用法、用量、効能及び効果の変更
 - 医療機器：使用方法、効果及び性能の変更
 - 再生医療等製品：用法、用量、使用方法、効能、効果及び性能の変更
- 添付文書の「用法及び用量」に「疾患、症状により適宜増減する」とある抗がん剤について、「適宜増減」の範囲内で対象者に投与する場合、通常、患者ごとに最適な診療行為を提供することを目的として、個々の患者の疾患、症状に合わせて用法及び用量が適宜増減されるものであるため、個別具体的な事例に基づき判断する必要がある。（QA問31）
- 「保険診療における医薬品の取扱いについて」（昭和55年9月3日付け保発第51号厚生省保険局通知）の主旨を踏まえ、用法等と異なる用法等で用いられた場合であっても保険診療として取り扱われることがあると承知しているが、そうした用法等で用いる医薬品等の安全性及び有効性を評価する臨床研究は、「特定臨床研究」に該当する。（QA問4）

特定臨床研究 ②

- 医薬品等製造販売業者又はその特殊関係者から研究資金等の提供を受けて実施する臨床研究
(当該事業者が製造販売をし又はしようとする医薬品等を用いるものに限る)

資金提供の留意点

- 研究資金等には、物品提供や労務提供は含まれない。(QA問3)
- 海外の製薬企業から研究資金等の提供を受ける場合、特定臨床研究には該当しない。ただし、特定臨床研究以外の法の対象である臨床研究に該当する場合は、jRCTにおける研究資金等の提供組織としての情報公開及び利益相反管理を行い、研究計画書、説明同意文書や研究の成果（論文等）の発表において開示すること。（QA問3）
- 国内の医薬品等製造販売業者の海外子会社から研究資金等の提供を受ける場合は、特定臨床研究に該当する（QA問3）
- 医薬品等製造販売業者等からの寄附金を研究資金等として使用して臨床研究（当該医薬品等製造販売業者等が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いるものに限る。）を実施する場合、当該臨床研究は特定臨床研究に該当する。（QA問38）
- 医薬品等製造販売業者からの寄付金を原資として公益財団法人が公正に臨床研究の公募を行っている場合の当該資金は、研究資金等には該当しない。（通知（4）規則第89条関係）

実施計画の提出

【認定臨床研究審査委員会】

- ② 「実施基準」への適合性を審査



※ 上記の他、疾病等報告、定期報告等について評価

- ① 実施計画・研究計画書について意見を聴く
(法第5条第3項)



- ③ 実施の適否・留意事項を指摘

認定臨床研究審査委員会を所管する地方厚生局へ提出

【研究責任医師】



研究目的・内容・医薬品概要、実施体制、構造設備、モニタリング・監査、補償・医療の提供、企業関与、同意・説明文書 等

「実施計画」
(法第5条第1項)

「研究計画書」
(いわゆるプロトコール)

- ④ 委員会指摘を反映した
実施計画を提出
(法第5条第1項)



※「研究計画書」には、研究の詳細な情報や手順等が記載され、そのエッセンス及び管理に必要な情報が「実施計画」に盛り込まれるイメージ

■様式第一（第三十九条関係）

実施計画

年 月 日

地方厚生局長 殿

研究責任医師（多施設共同研究として実施する場合は、研究代表医師）	氏名	印
	住所	

下記のとおり、特定臨床研究を実施したいので、臨床研究法第5条第1項の規定により実施計画を提出します。

記

1 特定臨床研究の実施体制に関する事項及び特定臨床研究を行う施設の構造設備に関する事項
 (1) 研究の名称

研究名称
Scientific Title(Acronym)
平易な研究名称
Public Title(Acronym)

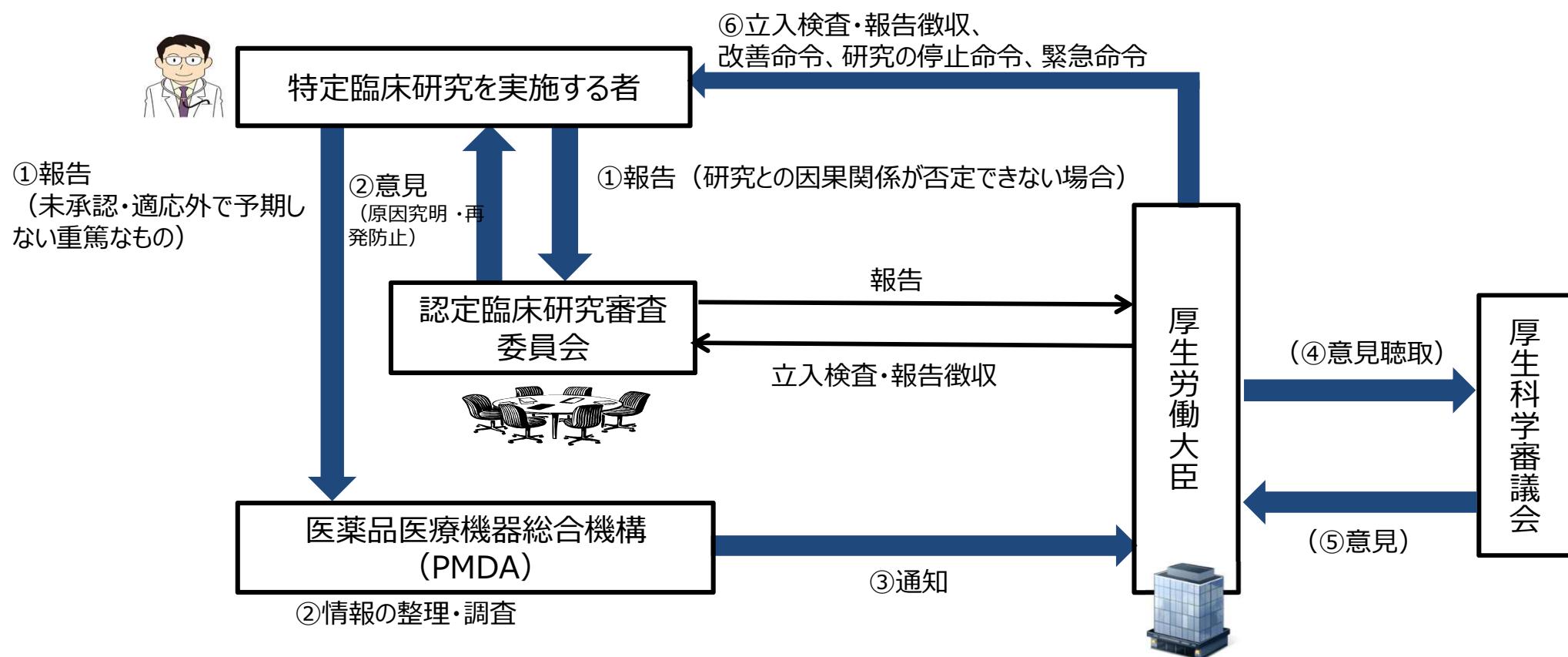
(2) 研究責任医師（多施設共同研究の場合は、研究代表医師）に関する事項等

研究責任医師（多施設共同研究の場合には、研究代表医師）の連絡先 Contact for Scientific Queries	氏名
	Name
	e-Rad番号
	所属機関（実施医療機関）
	Affiliation
	所属部署
所属機関の郵便番号	

疾病等の報告

疾病等：特定臨床研究の実施に起因するものと疑われる疾病、障害若しくは死亡又は感染症

- 疾病等が発生した場合には、**認定臨床研究審査委員会への報告**を義務付けるとともに、そのうち**未承認・適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究で予期しない重篤なもの**については、**厚生労働大臣（PMDA）への報告**を義務付ける。
- 厚生労働大臣は、毎年度、報告を受けた特定臨床研究における疾病等の発生状況について、厚生科学審議会に報告し、その意見を聴いて、保健衛生上の危害の発生・拡大を防止するために必要な措置をとる。



厚生労働大臣 (PMDA)への報告システム



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

■ 4. 厚生労働大臣への疾病等報告について

臨床研究法に基づき、未承認・適応外の医薬品等を用いる特定臨床研究(構)へ提出する報告書を作成するサービスです。

利用方法については、下記の「ユーザー利用規約」、「ユーザースタート」

[■ ユーザー利用規約\[131KB\]](#)

[■ ユユーザースタートアップマニュアル\[693KB\]](#)

臨床研究 疾病等報告システム

アカウントID

パスワード

ログイン

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

厚生労働省HP 「臨床研究法について」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

臨床研究の対象者に対する補償

- 研究責任医師は、臨床研究を実施するに当たっては、あらかじめ、当該臨床研究の実施に伴い生じた健康被害の補償及び医療の提供のために、保険への加入、医療を提供する体制の確保その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。
- 研究責任医師は、臨床研究を実施するに当たっては、あらかじめ、**当該臨床研究の実施に伴い生じた健康被害の補償のために、原則として適切な保険に加入**すること。また、保険に加入した場合であっても、当該臨床研究の実施に伴い生じた健康被害に対する医療の提供については、適切な措置を講じること。

加入する補償内容 QA問11

第一の選択として補償金型の保険に、第二の選択として医療費・医療手当型の保険に加入することが望ましい。なお、保険における、補償金、医療費・医療手当の考え方については、医薬品企業法務研究会の「被験者の健康被害補償に関するガイドライン」を参考の一つとされたい。

加入しない場合 通知（20）規則第20条関係

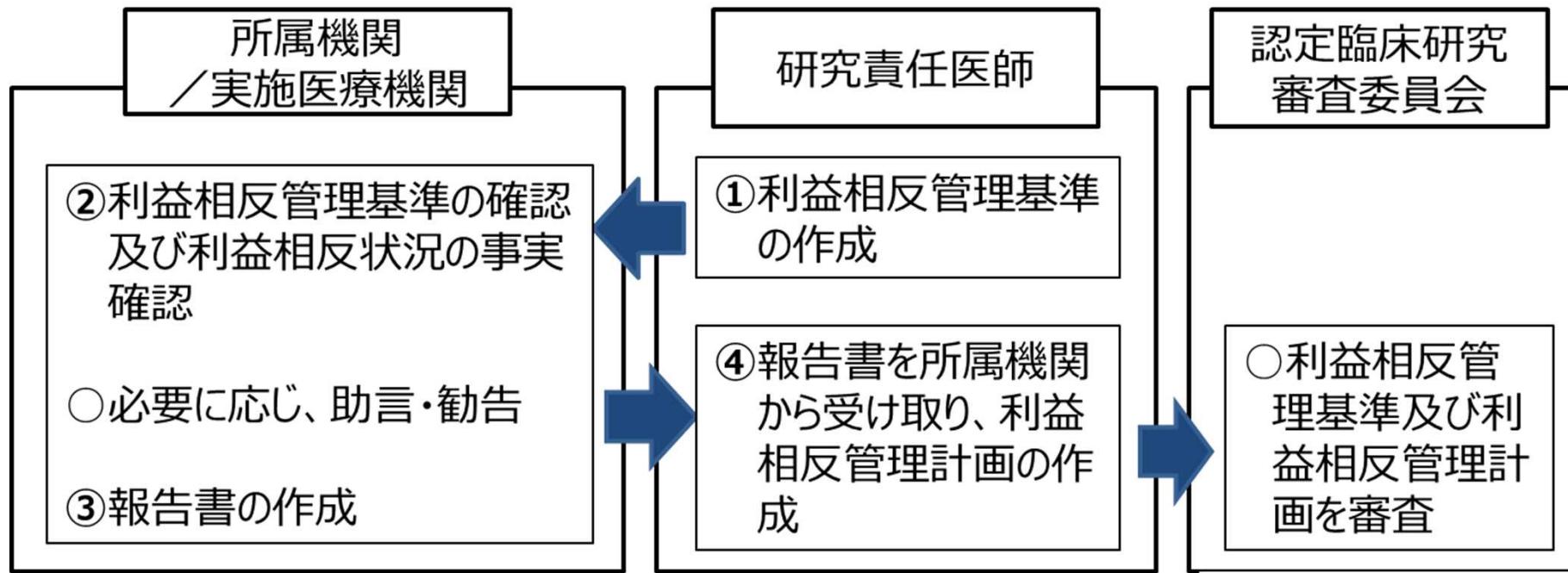
実施計画、研究計画書及び説明同意文書にその旨記載し、その理由について認定臨床研究審査委員会の承認を得なければならない。

法施行前から継続している未加入の臨床研究について QA問28

法施行前から継続して実施されている補償保険に未加入の臨床研究については、法施行後、保険に加入する必要はない。

利益相反の管理

臨床研究において、医薬品等製造販売業者等の関与の状況を把握し、適正に管理するとともに透明性を高めることにより、国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることで、適切な臨床研究を推進することを目的とする。



※第5回臨床研究部会資料

利益相反申告が必要な者

研究責任医師、研究分担医師、統計解析責任者、当該研究実施により利益を得る事が明白な者（当該臨床研究に関係する特許保有者、公的資金等獲得者）

利益相反の管理の目的 臨床研究法における臨床研究の利益相反管理について
(平成30年3月2日医政発0302第1号 厚生労働省医政局研究開発振興課長通知)

利益相反管理ガイダンス

- 基準・様式の作成に際しては、全国の医療機関における利益相反管理の実態調査を行い、国内外の利益相反に関する指針等を精査した上で、必要最低限の基準を定め、可能な限り簡便化された標準的な手続の提示に努めた。
- 適切な利益相反管理に向けて推奨される利益相反管理基準及び各機関において利用可能な様式等を示した。
- 臨床研究法では、従来の研究者からの自己申告に加え、所属機関での事実確認というプロセスが加味された。新たな手續が研究申請の手續を不合理に妨げないよう、標準的な利益相反管理の手續が全国的に普及することが期待される。

ガイダンス作成

平成29年度 日本医療研究開発機構研究費 臨床研究・治験推進研究事業

研究課題名：研究規制環境の変化に対応した新たな研究倫理支援体制構築に関する研究

分担課題名：臨床研究法下での利益相反管理体制の確立

国立がん研究センター 社会と健康研究センター生命倫理研究室 田代志門 室長

東京医科歯科大学 生命倫理研究センター 吉田雅幸 教授

東京医科歯科大学 産学連携研究センター 飯田香緒里 教授

臨床研究データベース (jRCT : Japan Registry of Clinical Trials)



[認定臨床研究審査委員会申請・情報公開システム](#)

臨床研究に関する審査意見業務を行う認定臨床研究審査委員会について、臨床研究法に基づき、厚生労働大臣に対する認定の申請や変更の届出等の手続を行うためのシステムです。

また、認定臨床研究審査委員会が行う審査意見業務の透明性を確保するため、その業務規定・委員名簿などの認定に関する情報や審査意見業務の過程に関する情報を公開しています。

ヘルプデスク:

【内容に関するお問い合わせはこちら】

sec-jrcr☆niph.go.jp (☆を@に代えてご利用ください)

【システムに関する不具合・ご要望はこちら】

webadmin-jrcr☆niph.go.jp (☆を@に代えてご利用ください)

[認定臨床研究審査委員会申請・情報公開システム](#)

→認定臨床研究審査委員会情報

[臨床研究実施計画・研究概要公開システム](#)

→実施計画の届出、臨床研究情報公開

[臨床研究実施計画・研究概要公開システム](#)

医療機関等で実施される臨床研究について、臨床研究法の規定に基づき、厚生労働大臣に対して、実施計画の提出などの届出手続を行うためのシステムです。

また、同法に規定する臨床研究実施基準に基づき、世界保健機関(WHO)が公表を求める事項や研究過程の透明性確保及び国民の臨床研究への参加の選択に資する情報について公開しています。

厚生労働省HP「[臨床研究法について](#)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>

International Clinical Trials Registry Platform (ICTRP)

国際的臨床試験登録プラットフォーム

～WHO Trial Registration Data Set (Version 1.3.2)～

1. Primary Registry and Trial Identifying Number
2. Date of Registration in Primary Registry
3. Secondary Identifying Numbers
4. Source(s) of Monetary or Material Support
5. Primary Sponsor
6. Secondary Sponsor(s)
7. Contact for Public Queries
8. Contact for Scientific Queries
9. Public Title
10. Scientific Title
11. Countries of Recruitment
12. Health Condition(s) or Problem(s) Studied
13. Intervention(s)
14. Key Inclusion and Exclusion Criteria
15. Study Type
16. Date of First Enrollment
17. Sample Size
18. Recruitment Status
19. Primary Outcome(s)
20. Key Secondary Outcomes

Added items from ver1.2.1

21. Ethics Review
22. Completion date
23. Summary Results
24. IPD sharing statement

<http://www.who.int/ictrp/network/trds/en/>



臨床研究実施計画・研究概要公開システム

臨床研究実施計画情報登録

研究情報 / 事項1 / 事項2 / 事項3 / 事項4 / 事項5 / 事項6 / 事項7 / 事項8 / 事項9 / 添付資料

臨床研究実施計画の登録を行います。
必要事項を入力して次へボタンを押してください（次へボタンを押しても記載内容は消えませんが一時保存されません）。
一時保存ボタンを押すと入力内容が一時保存されます（登録は行いません）。
登録をやめてトップページに戻るには、戻るボタンを押してください。

研究情報

特定、非特定の別

特定臨床研究

非特定臨床研究

届出日

年 ▼

月 ▼

日 ▼

臨床研究実施計画番号

研究名称

研究名称を入力してください（1200文字以内）

Scientific Title

研究名称を入力してください（英語2000文字以内）

Scientific Title (Acronym)

研究名の改訂履歴 (ナレッジナビ / 改訂履歴参照)

臨床研究の主な流れ（イメージ）

準備
段階

- 実施計画及び研究計画書の作成（利益相反管理基準・計画を含む）

- 認定臨床研究審査委員会の審査

- 実施医療機関の管理者の許可

- 実施計画の厚労大臣への提出（DB上で手続き）

実施計画（WHO24項目等）のjRCT公開＝研究「開始」

地方厚生局で速やかに受理手続き

実施中

- 疾病等発生時の対応（委員会、厚労大臣への報告等）※内容に応じ、知つてから7、15日以内

- 定期報告（委員会、厚労大臣）※起算日から1年ごと（2ヶ月以内に取りまとめて報告）

- モニタリング、（監査：リスクレベル等に応じ）

- 計画変更※委員会への意見具申が必要

研究の進捗状況（募集中、募集終了等）は変更後遅滞なく、その他は変更前に厚労大臣へ提出

- 計画変更（軽微）※変更後10日以内に委員会へ通知、厚労大臣へ届出

- （中止：研究計画書の中止基準に従う）※中止後10日以内に委員会へ通知、厚労大臣へ届出

- 主要評価項目報告書のDB記録・公表※具体的な手続きは、実施計画の変更手続きを準用

総括報告書概要のDB記録・公表＝研究「終了」

※研究「終了」後5年間、記録を保存する義務あり

データ収集終了から1年以内に作成し、その後遅滞なく、管理者に提出。提出前に、委員会の審査を受け、その後1ヶ月以内にDBに記録することで公表。

特定臨床研究以外の臨床研究について

- 臨床研究（特定臨床研究を除く。）を実施する者は、臨床研究実施基準に従ってこれを実施するよう努めなければならない。
- 臨床研究（特定臨床研究を除く。）を実施する者は、第五条第一項の規定に準じてその実施に関する計画を作成するほか、当該計画を作成し、又は変更する場合においては、認定臨床研究審査委員会の意見を聴くよう努めるとともに、第七条及び第九条から第十二条までの規定に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 実施計画に準じて臨床研究の実施に関する計画を作成し、研究計画書等とともに、認定臨床研究審査委員会の意見を聴くよう努めること（計画変更時も同様）。
- 研究責任医師自らjRCTに記録することにより、情報を公表するよう努めること。その際、多施設共同研究の場合には、一の臨床研究として記録、公表すること。
- 臨床研究を実施する際には、臨床研究実施基準及び臨床研究の実施に関する計画を遵守するよう努め、臨床研究の対象者等の同意、臨床研究に関する個人情報の保護、秘密保持及び記録の保存、認定臨床研究審査委員会の意見を聴いた場合にあっては、認定臨床研究審査委員会に対して、臨床研究を中止した場合の通知、疾病等報告、不具合報告及び定期報告について各規定に準じて適切に対応するよう努めること。
- 主要評価項目報告書の公表及び総括報告書の概要等臨床研究終了時に公表する事項についても、研究責任医師自らjRCTに記録することにより公表するよう努めること。

厚生労働大臣に、臨床研究の実施に関する計画、疾病等報告、定期報告等の書類を提出する必要はない。

認定臨床研究審查委員会

認定臨床研究審査委員会の特徴

- 任意設置から大臣認定へ
- 審査案件毎に適正な利益相反を管理することによる公正中立な審査の実現
- 問い合わせ窓口の設置による直接的な苦情等の収集を可能に
- 事務局機能の強化・担保
- 研究内容に応じた専門家による評価制度の導入（技術専門員の評価書）
- 定期開催の保証による安定した審査業務の実施
- 出席委員全員からの意見聴取

<近畿厚生局> (13件)

- 【滋賀】(大)滋賀医科大学
- 【京都】(地独)京都府立医科大学
- (大)京都大学
- 【大阪】(地独)大阪市立大学
- (大)大阪大学
- (独)国立病院機構大阪医療センター
- (学)大阪医科大学
- (地独)大阪府立病院機構大阪国際がんセンター
- (地独)大阪府立病院機構大阪急性期・総合医療センター
- 【兵庫】(学)兵庫医科大学
- (大)神戸大学
- 【奈良】(地独)奈良県立医科大学
- 【和歌山】(地独)和歌山県立医科大学

<中国四国厚生局> (9件)

- 【鳥取】(大)鳥取大学
- 【島根】(大)島根大学
- 【岡山】(大)岡山大学
- (学)川崎医科大学
- 【広島】(大)広島大学
- 【山口】(大)山口大学
- 【徳島】(大)徳島大学
- 【香川】(大)香川大学
- 【愛媛】(大)愛媛大学

<九州厚生局> (10件)

- 【福岡】(大)九州大学
- (特非)治験ネットワーク福岡
- (独)国立病院機構九州医療センター
- (学)産業医科大学
- 【佐賀】(大)佐賀大学
- 【長崎】(大)長崎大学
- 【熊本】(大)熊本大学
- 【大分】(大)大分大学
- 【宮崎】(大)宮崎大学
- 【沖縄】(大)琉球大学

<北海道厚生局> (1件)

- 【北海道】(大)北海道大学

<東北厚生局> (4件)

- 【青森】(大)弘前大学
- 【岩手】(学)岩手医科大学
- 【宮城】(大)東北大大学
- 【福島】(地独)福島県立医科大学

<関東信越厚生局> (30件)

- 【茨城】(大)筑波大学
- 【栃木】(学)自治医科大学
- 【埼玉】(学)埼玉医科大学
- 【千葉】(独)国立がん研究センター東病院
- (独)放射線医学総合研究所
- (大)千葉大学
- 【東京】(学)昭和大学
- (学)日本医科大学
- (学)慶應義塾
- (独)国立がん研究センター中央病院
- (独)国立国際医療研究センター
- (独)国立精神・神経医療研究センター
- (病診)虎の門病院
- (学)順天堂医院
- (大)東京医科歯科大学
- (学)東邦大学医学部
- (独)国立病院機構東京医療センター
- (独)国立病院機構本部
- (学)日本大学医学部附属板橋病院
- (独)国立成育医療研究センター
- (大)東京大学
- (地独)東京都健康長寿医療センター
- (病診)服部クリニック
- (一社)日本先進医療医師会
- 【神奈川】(病診)沖縄徳洲会
- (学)北里大学
- (地独)横浜市立大学
- 【新潟】(大)新潟大学
- 【山梨】(大)山梨大学
- 【長野】(大)信州大学

<東海北陸厚生局> (13件)

- 【富山】(大)富山大学
- 【石川】(学)金沢医科大学
- (大)金沢大学
- 【静岡】(大)浜松医科大学
- (病診)静岡県立静岡がんセンター
- 【愛知】(病診)愛知県がんセンター
- (独)国立病院機構名古屋医療センター
- (地独)名古屋市立大学
- (大)名古屋大学
- (学)藤田保健衛生大学
- (学)愛知医科大学
- (特非)JAPSAM
- 【三重】(大)三重大学

背景・目的

- 平成30年4月から臨床研究法が施行。未承認・適応外の医薬品等を用いるなどの特定臨床研究については、国が一定の要件を満たすことを認定した「認定臨床研究審査委員会」における審査を義務付け。
- 臨床研究に係る制度の在り方に関する検討会の報告書（平成26年12月11日）では「倫理審査委員会が適切に審査を行うことができるよう、様々な支援の方策についても併せて検討が必要である。」とされており、認定臨床研究審査委員会の能力向上を図るために、適切に支援を行っていく必要がある。

概要

模擬審査

- 架空の研究計画書を作成し、複数の認定委員会に対して審査をさせることを通じて審査能力の向上を図る「模擬審査」を行う。
- 対象機関は、30機関程度を想定。研究計画書は5種類程度の疾患分野について作成。
- 各認定委員会において、実際に審査を実施。同じ研究計画書を担当した委員会同士で、審査結果を共有し、意見交換。
- 意見交換の結果は、全ての認定委員会と共有。



審査意見業務の状況把握

- 全委員会に対して、議事録を確認し、必要に応じて実地調査等を行い、**審査意見業務の状況把握**を行う。
- 法令に基づく基準（全員の意見を聞いているか、全会一致を目指しているか等）を満たしているかどうかを確認。

業務規定モデルの作成

- 法令の定めを満たす標準的な**業務規程モデル**（審査手数料の区分を含む。）を作成する。
- 各認定委員会の審査手数料、標準的な審査スケジュール等を一覧にまとめた資料を作成する。

臨床研究に関する資金等の提供

臨床研究法における契約締結義務

- 企業は研究資金等の提供の際、契約を締結しなければならない。
- 当該契約については、**以下の13項目を盛り込まなければならない。**（法第32条、施行規則第88条）



1. 契約を締結した年月日
2. 特定臨床研究の内容及び実施期間
3. 医薬品等製造販売業者等と実施医療機関の名称・所在地
4. 研究責任医師・研究代表医師の氏名
5. 研究資金等の額、内容及び支払いの時期
6. 研究資金等の提供に関する情報等の公表に関する事項
7. 特定臨床研究の成果の取扱いに関する事項
8. 医薬品等の副作用、有効性及び安全性に関する情報の提供に関する事項
9. jRCTへの記録による公表に関する事項
10. 特定臨床研究の対象者に健康被害が生じた場合の補償及び医療の提供に関する事項
11. 利益相反管理基準・利益相反管理計画に関する事項
12. 研究資金等の管理等を行う団体における実施医療機関に対する研究資金等の提供に係る情報の提供に関する事項（医薬品等製造販売業者等が当該団体と契約を締結する場合に限る。）
13. その他研究資金等の提供に必要な事項

臨床研究法における情報公表

第33条 医薬品者は、当該医薬品等製造販売業者が製造販売をし、又はしようとする医薬品等を用いる特定臨床研究についての研究資金等の提供に関する情報のほか、特定臨床研究を実施する者又は当該者と厚生労働省令で等製造販売業者又はその特殊関係定める特殊の関係のある者に対する金銭その他の利益（研究資金等を除く。）の提供に関する情報であってその透明性を確保することが特定臨床研究に対する国民の信頼の確保に資するものとして厚生労働省令で定める情報について、厚生労働省令で定めるところにより、インターネットの利用その他厚生労働省令で定める方法により公表しなければならない。

項目	公表事項
A : 研究資金等 ※ 特定臨床研究に関するものに限る。  研究に対して 提供する資金	1. jRCTに記録される ID 2. 提供先 3. 実施医療機関 4. 契約件数 5. 研究資金等の総額
B : 寄附金  大学等機関に対して 提供する資金	1. 提供先 2. 契約件数 3. 提供総額
C : 原稿執筆、講演、広告の監修、コンサルティング等の委託業務に対する報酬  医師個人に対して 提供する資金	1. 医師の氏名 2. 医師ごとの業務件数 3. 医師ごとの報酬総額

経過措置

施行前から実施している臨床研究について

平成31年3月31日までに
認定臨床研究審査委員会の承認を得て、
厚生労働大臣へ届出、公表されていること

